

浜松市議会本会議

平成17年12月9日(金)

私の一般質問

浜松市議会議員

長山 芳正



政令市移行後の総合事務所等の有効活用について

■30番 長山芳正

ただいま議長より許可をいただきましたので、私は、新世紀浜松所属議員として、通告してあります諸点について、市長、教育長並びに関係部長にお伺いをいたします。

私も、合併前には執行者として議会で議員の皆様方から「検討、検討でなく明確なる答弁を」と言われ、答弁者側の気持ちもわかりませんが、きょうは合併により増員選挙で選ばれた新世紀浜松所属議員として、答弁に期待し、質問をさせていただきます。8点ということに少し多くなり、時間的制限がありますので早口になるかと思いますが、答弁側には時間制限はありませんので、よろしくお伺いを申し上げます。

まず最初に、政令市移行後の総合事務所庁舎等の有効活用について、市長にお伺いをいたします。

現在、平成19年4月を予定しております政令指定都市の実現を目指して協議等が進められており、それに伴って新設の区役所も建設に向けてスタートし、さらに、現総合事務所を区役所として使用する事務所等についても、その改修計画が進められておりますが、現計画では、現在の総合事務所の空きスペースがおおのずと発生してくるのが現実であり、その有効活用が市民サービスにつながるものと考えます。特に、各町村の庁舎及び附属施設の中には、近年建設したばかりの立派な施設もあり、合併した多くの事例から、これ

らの施設が遊休化し、住民から批判を受けている例も多くあります。

そこで、次の2点についてお伺いをいたします。

まず1点目として、区役所の機能及び組織について伺います。

「小さな市役所、大きな区役所」とは、何も大きな庁舎とか人員を一極に集中しての外見上の大きさではなく、予算や人事に関する権限と、自己完結型の行政サービスを提供できる機能の充実をあらわすものであると思います。なお、近年のIT化の進展で、必ずしも一カ所に集中しなくても安価に事務事業の執行が可能なテクノロジーが構築されつつあります。そこで、特に区役所業務も、一極集中も一つの選択肢とも考えますが、例えば上水道事務所、保健支所、福祉事務所、子育て家庭支援センター等を分散設置するのも

一つの方法であると考えますが、この点についてお伺いをいたします。

次に、2点目といたしまして、職員の災害発生時対応上からの人員配置について、お伺いをいたします。特に、広い面積を持ち人口の少ない地域自治センター管内の災害発生時の対応であります。

火災、地震等は、水害などのように予測できないのであります。一有事の際には職員による現地の即対応により被害を最小限にとどめる等々からも、職員の配置も区役所一極集中でなく考慮すべきと考えますが、お伺いをいたします。

■北脇保之 浜松市長

第30番新世紀浜松長山芳正議員の御質問にお答えいたします。

御質問の第1番目の、政令市移行後の総合事務所庁舎等の有効活用についての1点目の、区役所の機能及び組織についてお答えいたします。

御指摘のとおり、「小さな市役所、大きな区役所」とは庁舎の規模や職員数の多い少ないをあらわすものではなく、市民に身近な区役所に大きな権限を集め、区役所で多くの事務事業を完結できるようにし、本庁は全市的な政策立案や区役所の総括を主たる業務にするという機能的な考え方をあらわした言葉でございます。市町村合併後、庁内LANも整備されており、各総合事務所間ネットワークでつながっておりますので、事務事業の執行に必要なデータの授受——受け渡し等は可能な状態でございます。したがって、区役所業務や本庁の出先機関などの業務につきましては、ワンストップサービスの観点から、



執務場所を集約することを基本と考えますが、特定の行政需要があるなど地域の事情により、既存の施設の有効利用が図られる場合には執務場所を分散設置することも視野に入れ、総合的に考えてまいります。

次に、2点目の、職員の災害発生時対応上からの人員配置についての御質問にお答えいたします。

災害に対する備えにつきましては、地形や居住状況など、それぞれの地域特性を踏まえた防災体制を組織し、迅速な災害対応を図るため、必要な人員を配置することが大切であるというふうを考えております。このため、区役所における防災体制につきましては、各区に区の防災監及び防災担当グループを置き、また、地域自治センターの長が防災業務を統括し、担当者を配置するとともに、区内の相互応援はもちろんのこと、区相互の応援、本庁からの応援を迅速に行うなどの体制を整備してまいります。なお、地域自治区には、これまでどおり、応急対策を実施する職員と避難所運営等を行う地区防災班の職員を配備してまいります。また、地域自治センターの職員が有事の際には地域住民の生命・財産を守るために、現場主義の立場に立って、迅速・適切な対応ができるようにするとともに、地域住民と手を携えて災害に対応するための協働体制を築いていくことも重要であると考えております。

行財政改革に市民の関心が高まる中、事務事業の見直しやアウトソーシングなどによる職員の減が求められているところではございますが、防災対策には特に意を用い、災害時に支障を来さないように人員を配置してまいります。

市道、農道、林道等の小規模な整備のための原材料支給事業推進について

30番 長山芳正

次に、質問2といたしまして、市道・農道・林道等の整備に対する原材料支給事業推進について、土木部長にお伺いをいたします。

市道・農道・林道等の整備については、改良計画の中で予算化し、事業を実施していくのが基本ではありますが、しかし、限られた予算の中で住民の要望をかなえるには、おのずと限度があります。そこで、管内の旧町村の多くでは、小規模の事業で自治会長並びに受益者代表より申請された町道・農道・林道等の未舗装道路や溝ぶたのない側溝等への溝



ぶたの付設につきまして、現地をよく調査し、生コン、溝ぶた等原材料を支給して、みずからの地域はみずからの精神で、皆さん方に自主的にその整備を行っていただいできております。このことにより安価に道路整備ができるだけでなく、地域住民のコミュニティづくりにより大きな成果を上げるとともに、地域における共通問題に住民が協力して取り組もうとするとき、行政の活動に住民を協力させるのではなく、行政が支援する協働の促進こそが地域づくり、まちづくりの原点であり、最少の費用で最大の効果を促すことだと思いますが、こうした原材料支給事業を今後続けていくか、お伺いをいたします。

飯尾忠弘 土木部長

次に、御質問の第2番目の、市道・農道・林道などの整備に対する原材料支給事業推進についてお答えいたします。

本事業は、舞阪、雄踏以外の各総合事務所において実施しております。このうち市道におきましては、自治会などの申請に基づき、中山間地の砂利道へのコンクリート材や、郊外住宅地域における側溝のふたなどの道路資材を支給し、地元の人たちが共同で施行するものです。また、農道・林道につきましては、樹園地内や水田地帯、畑地帯、山間地の砂利道へのコンクリート材や砕石などの支給を実施しています。いずれも使用材料や施工後の道路の確認は、各総合事務所で行っております。

本事業は、簡易に実施できること、維持・修繕などが速やかに対応できること、経費の節減が図られること、地元住民のコミュニティづくりに関与することなどの理由により、各

民俗芸能の伝承と活性化への取り組みについて

30番 長山芳正

次に、質問3といたしまして、民俗芸能の伝承と活性化への取り組みについて、教育長にお伺いをいたします。

浜松市は、合併により広大な農山村地域を有することになりましたが、この農山村地域には、国の重要無形民俗文化財に指定されている西浦の田楽や遠江のひよんどりとおくない等、また、県の無形民俗文化財に指定されております引佐の横尾歌舞伎等を初め、多くの特色ある民俗芸能が現在も伝承されております。これらの民俗芸能は、往々にして農山村の過疎化の進行した地域や、就業形態の変化によりサラリーマン化が進み、地元で働く人が少ない地域に存在しており、芸能伝承者の減少に伴い、伝承に大変厳しい時期を迎え、また迎えようとしておりますが、市内に残る民俗芸能は、地域文化の多様性と豊かさを示す指標の一つでもあり、民俗芸能の持つ

価値が保存と活用により市の歴史、文化等の正しい理解を導き、将来の市民文化の向上・発展の基礎を培うものであり、このような民俗芸能の保存と伝承のためには、市が中心となつて価値を見出し、ともに、財政的、人的支援を含め、地域の財産として継承する取り組みについて一層の充実を図ることが文化政策の基本であると考え、次の点についてお伺いをいたします。

1 点目として、民俗芸能伝承の現状と、団体との対話並びに支援策についてお伺いをいたします。

民俗芸能は、地域の歴史、伝統、生活を色濃く反映した典型的な地域文化であり、これらの保存と伝承は地域の固有性を確保することに直結すると考えるが、これらを担っているのは当該地域の市民であります。社会的・経済的変動により伝承の担い手が少なくなつてきております。民俗芸能は地域全体で伝承していくものであり、引佐や北遠では行政と伝承団体が連携して、財政面を含め、伝承者の養成と伝承活動の活性化に対する支援を行つてきております。そこで、合併前市町村の伝承支援事情もかんがみて、市内の民俗芸能伝承の現状をどのように認識し、支援策を考えているか、お伺いをいたします。

また、伝承活動の活性化において、行政一団体間の意志疎通は必要不可欠であると考えますが、本庁において伝承団体との対話はあるのか、お伺いをいたします。

2 点目として、文化財保護のための組織体制についてお伺いをいたします。

民俗芸能を含む多種多様な文化財を有する浜松市において、その保護を適切に推進するためには、専門的知見に基づくことが必要で

あり、文化財保護にかかわる各種のマンパワーの量的及び質的充実の必要性がますます高くなつていくことが予想されますが、現在、文化財保護のための組織体制を見ますと、旧浜松市そのままの埋蔵文化財部門に偏つたものになつておりますが、他の分野の専門職員の充実等、政令指定都市以後の考え方も含め、具体的な組織整備をどのように考えているかお伺いをいたします。

また、文化財保護は政策と切り離しがたい実践的分野であり、業務に携わる職員の専門性を含む人材育成も必要と思いますが、お伺いをいたします。

次に、3 点目といたしまして、民俗芸能に関係する大会等の開催についてお伺いをいたします。

民俗芸能は、他者の視線と評価を得ることによつて初めてその意義が確認され、伝承を担うことの誇りにつながるものであります。特に、民俗芸能の持つパフォーマンス性と相まって、公開、活用の促進を図ることは文化的な環境の実現等、新市建設、まちづくりの面でも重要な役割を担うものと考えます。

そこで、全国でも有数の多様な民俗芸能を有することになったこの時期に、浜松市固有の地域文化を全国に発信すべく、全国各地芝居サミット等、全国規模の民俗芸能に関係する大会等を招致し、開催してはとありますが、お伺いをいたします。

■土屋 勲 教育長

御質問の第3番目、民俗芸能の伝承と活性化への取り組みについての1点目、民俗芸能伝承の現状と、団体との対話並びに支援策についてお答えいたします。

新浜松の市域は太平洋岸から南アルプスまで及び、文化財も多種多様なものがございます。これらを市民の貴重な財産として大切に保存、伝承し、まちづくりに生かしていくことが重要であると考えております。文化財のうち、指定無形民俗文化財が国指定2件、県指定5件、市指定4件、計11件を数え、民俗芸能の宝庫とも言えます。その大部分が引佐及び北遠の農山村地域にあります。若者の地域外への転出が進む中で、民俗芸能の伝承が大きな課題であると認識しております。

こうした現状にある民俗芸能を市としても広く、全市、全国で認知されるよう、機会をとらえて広報し、伝承活動を支援してまいります。また、国や県、諸団体の援助金制度も活用しながら、引き続き財政面での支援を行います。さらに学校の部活動等にも取り入れるなど、民俗芸能が次世代に引き継がれるよう努めてまいります。

次に、民俗芸能伝承団体との対話についてですが、現在、政令指定都市移行時をめどに指定文化財等の現状調査を進めているところです。こうした調査の過程で民俗芸能伝承団体との対話を持ち、直面する問題も十分に把握してまいります。そして、各民俗芸能の固有性を尊重しながら共通の課題を協議する場を設けるなど、地域住民のみではなく市民全体が支えることができるよう、より広い枠組みでの取り組みを実施してまいります。

次に、2 点目の、文化財保護のための組織体制についてお答えいたします。

合併後の指定文化財の数は、国指定文化財23件を初め411件となり、その内容も、史跡、名勝、天然記念物、工芸品、建造物、典

籍、絵画、書籍、民俗文化財と多様であり、その調査、保護、活用については専門的な知識が求められます。また、政令指定都市移行後は、県から多くの文化財保護業務が権限移譲されるとともに、文化財を生かしたまちづくりが重要な課題となります。

こうした課題にこたえるためにも、各政令指定都市における文化財保護組織体制を参考としながら、政令指定都市の業務に見合った組織づくりを検討してまいります。さらに、職員の専門性を含むトータルな資質、能力の向上等、人材育成については、市職員の中で文化財関係の知識、経験を持つ職員を有効に配置したり、博物館や美術館の学芸員と連携して文化財保護行政の質を向上させていきたいと考えております。

次に、3 点目の、民俗芸能に関係する大会等の開催についてですが、例えば、平成21年に第24回国民文化祭・しずおか2009が開催されます。これは国民体育大会の文化版とも言えるもので、音楽、演劇などの分野があります。民俗芸能分野については浜松市への誘致を強く働きかけてまいります。今後、このような全国規模の大会をとらえ、浜松市の民俗芸能を全国に発信してまいります。



少子化対策の推進について

30番 長山芳正

次に、質問四といたしまして、少子化対策の推進について、保健福祉部長並びに学校教育部長にお伺いをいたします。

現在の日本社会が抱える最も深刻なものは、少子化による人口減少問題であると言われます。平成元年のいわゆる1・57ショック以来、我が国の合計特殊出生率は毎年低下し続け、昨年はついに1・29となり、このまま続くと100年後には日本の人口は半分以下になると言われています。にもかかわらず、高齢化対策に比べて少子化対策が立ちおくれたのは、今、直ちに社会に影響を及ぼすわけでもなく、将来の問題であり、徐々にあらわれてくる性格のものであることから、切実感が伴わないこと等々が挙げられますが、少子化が進めば結局は高齢者を支えられなくなるのであり、少子化対策が高齢者対策になるのであります。そして、人口の減少はこの国の国力の低下、すなわち国の弱体化につながることであり、国挙げての重要課題とされており、国としても平成3年の育児・介護休業法の制定を初め、エンゼルプラン及び緊急保育対策等5か年事業の策定とか、また本年4月からは企業においても従業員301人以上の企業には子育て支援計画の策定が義務づけられる等々、相次いで対策を講じてきてはおりますが、しかし、出生率の低下に歯どめがかからないのが現状であります。子供は個人個人の責任で育てるといふ今までの基本的な考え方とともに、それだけではなく、子供

は国や社会の宝として考え、みんなで育てるといふ考えに変え、産みやすい、育てやすい環境づくりであります。

新浜松市は合併し、面積的にも大変広く、各地域のよさを生かした環境と共生するクラスタ型政令指定都市の、一極集中でなく均衡ある発展を目指すものであります。新市として、少子化への取り組みの中で次の点についてお伺いをいたします。

まず1点目としては、保育所待機児童の現状と取り組みについて、保健福祉部長に伺います。

国は少子化対策の一環として、保育所待機児童ゼロ作戦を進めているが、管内の状況はどうか、また、今後の取り組みについて伺います。

2点目といたしましては、子育て広場の取り組みと、引佐子育て家庭支援センターの設置について保健福祉部長に伺います。

児童福祉法の改正により、平成17年4月から市町村における子育て支援事業が法定化されるとともに、市町村に実施の努力義務が課せられる事業の一つとして集いの広場事業が位置づけられており、引佐でも、子育てネットワークのメンバーが平成18年度から子育て広場の実施を予定しておりますが、浜松市における子育て広場を今後どのように実施を予定しているか、お伺いをいたします。

また、浜松市では、松江町にある子育て家庭支援センターを中核として子育て支援を行っておりますが、地域の子育て支援の活動拠点として、安心して子育てができる引佐子育て家庭支援センターの設置についての考え方を伺いをいたします。

3点目といたしましては、幼稚園での預かり

保育設置について、学校教育部長にお伺いをいたします。

引佐町では、保育園は60人定員の保育園1園しかなく、3幼稚園で預かり保育を実施し、大変成果を上げてきており、他の奥山・金指幼稚園においても設置が計画されていると思いますが、今後の計画についてお伺いをいたします。

藤田孝男 保健福祉部長

次に、御質問の第四番目、少子化対策の推進についての1点目、保育所待機児童の現状と取り組みについてお答えいたします。

最初に、保育所待機児童の現状でございますが、4月1日現在、旧浜松市で295人、旧浜北市で14人の合計309人になっております。

次に、待機児童解消の取り組みについてでございますが、平成15年度に策定した旧浜松市の保育所待機児童解消5か年計画に基づき、民間活力の積極的な導入のもとに、90人定員の民間保育所を平成16年度から20年度の5年間で12園新設し、1080人の定員増を図る計画により、鋭意取り組んでいるところでございます。また、国の指導による保育所定員の弾力的対応によりまして、年度当初にあつては定員の115%、また、年度途中には定員の125%までの入所を実施するとともに、平成14年度に市が独自に創設した認証保育所制度を効果的に運用し、待機児童の解消に努めているところでございます。

今後におきましてはハード・ソフト両面での効果的・効率的な施策を推進し、待機児童の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の、子育て広場の取り組みと引佐子育て支援センターの設置についてお答えいたします。

まず、子育て広場の取り組みについてでございますが、都市化や核家族化により孤立化する子育て状況の中で、育児不安やストレスなどを抱える親が多くなっていることから、地域における子育て支援の一つとして、旧浜松市においては14年度から公民館、保健福祉センターなどを会場に子育て広場を開催しております。昨年度は14カ所で開催し、乳幼児や保護者など約5万人の利用をいただいております。

今後におきましては、地域のニーズや実情を考慮しながら、旧浜松市以外へも拡大を検討してまいります。

次に、引佐子育て支援センターの設置についてでございますが、本年4月に松江町に浜松市子育て家庭支援センターを開設し、子育て支援施策の中核施設として、さまざまな子育て支援事業の推進や子育て支援情報の収集・発信等を行っております。さらに、政令指定都市移行時には、新市建設計画に基づき子供相談窓口や子育て支援事業の推進などのため、各区ごとに子育て家庭支援センターの設置を予定しております。

したがって、地域の子育て支援団体の活動拠点としての引佐子育て支援センターにつきましても、公共施設の活用を考慮する中で検討してまいります。

水野功二 学校教育部長

次に、御質問の3点目、幼稚園での預かり保育実施についてお答えいたします。

預かり保育は、幼稚園教育を希望する保護

者の子育てを支援するものでございまして、現在、舞阪、雄踏、引佐、三ヶ日、春野及び佐久間の地域自治体で実施しております。合併12市町村の幼稚園運営につきましては、それぞれ特色があり、保育時間の違いなどございまして、ごさいます。

預かり保育は、保育所などの育児施設が少ないなど各地区の状況を踏まえ実施されてきた経緯もございますので、地域事情を考慮した上で、当面は継続してまいります。

引佐地域自治体における奥山・金指幼稚園での預かり保育の今後の計画につきましては、既に5園の幼稚園のうち3園で実施しており、地域の要望も強いことから、今後は地区の保育園待機児童の動向を見きわめる中で実施をしてまいります。

旧市町村の商工会に対する期待と支援策について

30番 長山芳正

次に、質問5といたしまして、旧市町村内商工会に対する支援策について、商工部長にお伺いをいたします。

商工会は、国、県、市町村の援助金以外に会員からの会費や経営指導、税務指導等各種手数料を財源として運営されておりますが、厳しい環境下にあつて、各商工会は自主財源の確保と支出抑制に努めておりますし、また、商工会同士の合併を模索するなど、商工会自身も懸命に努力していると思っておりますが、従来、商工会は一つの市町村に一つ存在して、その地域の経済団体として地域経済を担ってきたと同時に、行政と協力し合つて地域活性化の

先導的役割を果たしてきたと思ひます。また、近年は、役所の手の届かない税務指導や税務申告業務のほか、住民に対するIT技術の講習会や防災対策、交通安全活動、老人福祉対策、生きがい対策等々、積極的に推進していただいているところであり、また、専業活動農家の方も準会員となり、正しい記帳による税務申告指導等の相談も行い、今や地域活性化の核となつて活躍いただいておりますが、次の2点についてお伺いをいたします。

1点目としては、商工会に対する期待と評価についてお伺いをいたします。

旧市町村内にあつて、今後とも地域の核と

なり得る商工会の果たしてきた役割をどのように評価し、また、今後、どのように期待しているかをお伺いをいたします。

2点目としては、商工会に対する支援策についてお伺いをいたします。

合併に当たつて、旧市町村内商工会に対する補助金であります。合併協議の中では「当面は現行のとおり継続し、合併後5年をめぐりに、事業補助を原則とした制度の統一に向けて検討を行う」としておりますが、どのような検討が進められているか、また「当面は現行のとおり継続」とは、補助金額を現行とするのかお伺いをいたします。

■稲垣佳文 商工部長

それでは次に、御質問の5番目の、旧市町村内商工会に対する期待と支援策についての1点目、商工会に対する期待と評価についてお答えをいたします。

商工会は、小規模事業者に対する税務、金融、労務など経営全般にわたる諸事業を効果的かつきめ細かく実施し、地域密着型の活動を展開するとともに、国、県、市町村といった行政の中小企業政策に対応すべく、経営指導員等の人事交流を実施するなど、地域における総合経済団体として、今日まで果たしてきた役割は非常に大きなものがあつたと認識をいたしております。そして、このことは、合併により編入されました旧市町村にありました10商工会の平均組織率が70%を超えているという事実にも反映されているものと思っております。

こうしたことも踏まえまして、地方分権という時代とも相まって、クラスター型の政令指定都市を目指す本市におきましては、合併

後の産業構造の変化の中で、地域特性を生かした産業施策の推進は重要な課題でございまして、中小あるいは小規模事業者に対する経営面での総合的な支援を中心に業務を展開いたします商工会の果たす役割は、今後ともますます大きなものがあると期待をいたしております。ごさいます。

次に、2点目の、商工会に対する支援策についてお答えをいたします。

商工会に対する補助金につきましては、合併時に制度を統一した場合、補助金額が大幅に変動する団体があり、組織運営に多大な影響を及ぼすため、合併協議におきましては、その調整方針の中で、当面は現行のとおり継続し、合併後5年をめぐりに事業補助を原則とした制度の統一に向けて検討を行うこととしたしております。この制度統一に向けた検討はこれからでございますが、5年目以降におきましては、創業を初め経営革新、若手経営者の育成、あるいはIT活用事業など時代の要請に適合した事業に対しまして、おむねその事業費の2分の1以内の助成を基本に調整をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、補助金額を当面は現行とするのかという御質問につきましては、市を取り巻く財政状況や社会情勢が年々変化する中、市民の納得が得られる形での効果的な使い方という観点に立ちながら、当面は、急激な補助方式の変更あるいは補助金額の変動が商工会の運営に過度の影響を及ぼさないよう、総合的な見地から配慮していきたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げる次第でございます。

地域の将来構想づくりに対する支援策について

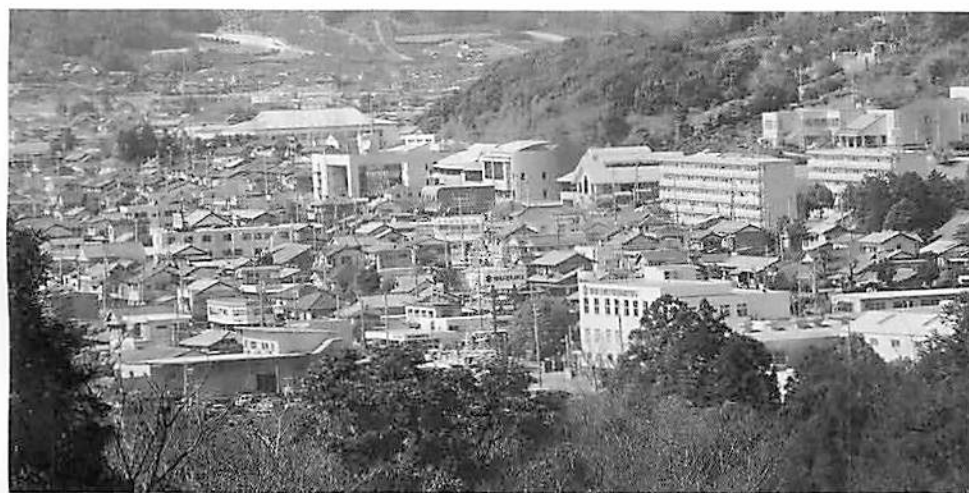
30番 長山芳正

次に、質問六として、地域の将来構想づくりに対する支援策について、企画部長にお伺いをいたします。

新浜松市誕生を記念する数々のイベントも次第に少なくなり、行政も市民も落ち着きを見せ始めつつありますが、市民の間からは、行政が遠くなった感じがするといった声も聞こえてまいります。しかし、広域化した浜松市に旧市町村のような機能を期待することは、合併であり、市民皆様方にも御理解をいただかなくてはなりません。少なくとも、市民の声が行政に反映されなければ行政サービスの残すことになることは明らかであります。反面、財政状況は厳しく、行政サービスの見直しや発想の転換が問われている昨今であります。こうした現状の中で、当然のことながら「自分たちの地域は自分たちの手で」といった意見も多く聞かれますが、具体策に乏しく、お役所任せが現実であり、合併した新浜松市は、環境と共生するクラスター型政令指定都市を目指しており、新市の各地域のよさを生かしたまちづくりであります。それには、市に総合計画があるように、市の基本構想に沿って地域ごとに将来構想を持つことと考えます。規模は町内または自治会、集落程度の小範囲での夢づくりを市民の手で策定し、市民と行政が協働により、豊かな地域社会づくりを目指すことがまちづくりのスタートであります。

そこで、こうした将来構想をどのような手

段で実現していくか、推進母体となる組織が重要なポイントと考えます。それには市民だれもが参画できる特定非営利活動組織、つまりNPO法人などの団体が望ましいと考えますが、さきに市長が横浜市で開かれたNPO活動推進自治体フォーラムの席上で、浜松市市民協働推進基金をNPO法人に広く交付する旨、述べられておりましたが、これが同構想づくりの財政的支援として可能と解釈してよろしいか、お伺いをいたします。



また、こうした事業を進めるためには、行政と市民団体とのつなぎ役、つまりアドバイザーとして、有識者を対象に地域づくりマイスター制度の制定などの考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

■齋藤慎五 企画部長

次に、御質問の第6番目、地域の将来構想づくりに対する支援策についてお答えいたします。

まず、市民協働推進基金についてでございますが、本来この基金は、市民が市民活動を育て、お互いに支え合う仕組みを目指し、寄附文化の機能を醸成する仕組みとして平成15年4月に設置したものでございます。

御質問の構想づくりに対する財政的支援の可能性につきましては、申請者である特定非営利活動法人から提出された個別の補助金交付申請に基づきまして、まず市民協働推進委員会が補助対象事業について審査を行った上で、市として交付または不交付の決定をすることとなっております。したがって、基金からの財政的支援につきましては一概に可否を申し上げることはできませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、行政と市民団体とのつなぎ役についての御質問にお答えいたします。

7月1日の合併時に設置いたしました地域協議会は、住民の多様な意見の反映と地域課題を解決する役割などを果たすほか、地域の各種団体をコーディネートする中心的役割を担い、市民協働活動のかなめとなることとされております。また、平成14年4月には市民主体のまちづくり活動の推進を図ることを目的に、浜松まちづくりセンターを設置し、現

在、まちづくりに関して広く市民の皆様が御利用いただいております。さらに、市民グループの要請に応じて職員を派遣し、市の業務を説明する出前講座には、まちづくりに関するさまざまなメニューを設定してありますので、行政と市民団体とのつなぎ役として積極的に御活用いただけるものでございます。

こうしたことから、御質問にございます地域づくりのマイスター制度など、新たな制度を制定するのではなく、地域協議会の役割發揮やまちづくりセンターの活用など、既存の事業や制度の活用を図る上で、地域の将来構想づくりの支援を行っていきたく考えています。

引佐IC周辺地域整備計画の推進について

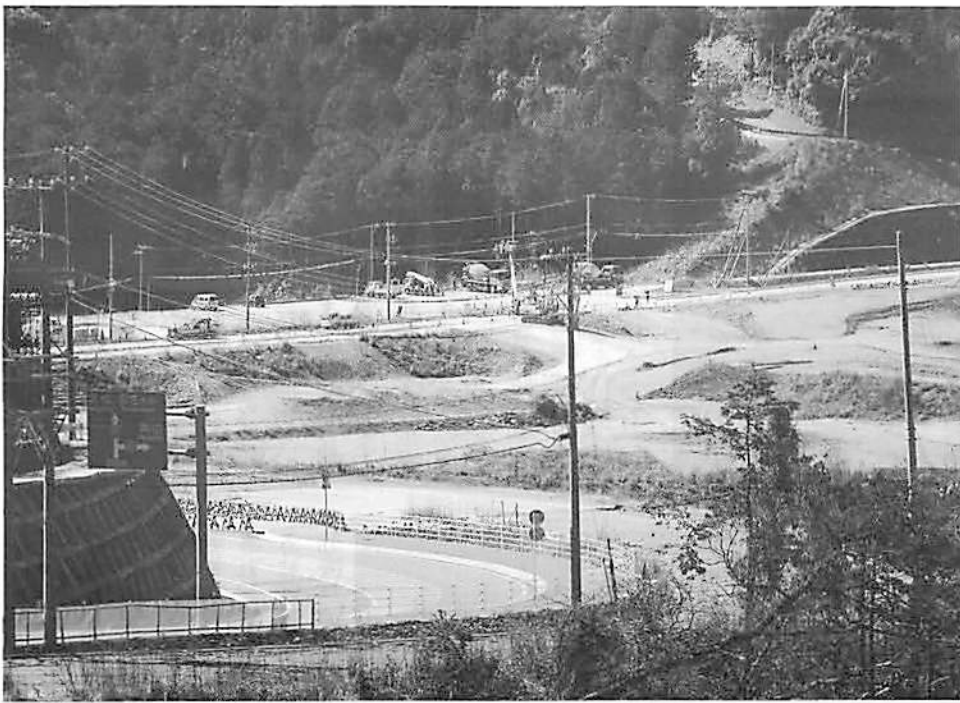
30番 長山芳正

次に、質問7といたしまして、引佐インターチェンジ周辺開発整備計画推進について市長にお伺いをいたします。

現在、第二東名自動車道並びに三遠南信自動車道が早期開通に向かって工事が進められておりますが、本工事を進めるに当たっては、旧引佐町だけでも第二東名関係で337名の地権者、三遠南信関係で138名の地権者並びに地元の皆さん方の格別なる御理解、御協力をいただき進められてきているものであります。早くに日本道路公団民営化推進委員会でご進められている工事を一時凍結等々の意見を述べられる方もあり、協力していただいた地権者並びに地元の皆さん方が大変憤慨し、行政不信等々心配いたしました。

市町村長、議会議員初め関係機関並びに関係者皆さん方の強力なる行動により、当初の開通予定年度よりおくれてはいますが、早期開通を目指して工事が進められておりますこと、大変うれしく思います。今後とも早期開通に向かってより一層の働きかけをお願いするところであります。

特にこの第二東名は、現東名と一体となつて21世紀の我が国の生活、経済、文化の基幹となる路線であります。また、旧引佐町では、



第二東名と三遠南信自動車道がクロスし、東西南北高速交通の結節点となり、引佐インターが計画されており、インター周辺地区は西部拠点都市地域整備計画の中で、広域物流拠点として位置づけられており、周辺地域の将来にとって、限らない発展の扉が開かれたとして期待しているところであり、次の2点について伺いをいたします。

1点目としては、現在、工事が進められている第二東名自動車道並びに三遠南信自動車道の開通予定について伺います。

地域住民は、いつごろ開通するのかと大変関心を持って期待をしておりますが、現段階で市当局の聞いている開通年度について、伺いをいたします。

2点目としては、引佐インターチェンジ周辺開発整備計画の今後の進め方について伺いをいたします。

引佐インターチェンジ周辺開発は、第二東名自動車道と三遠南信自動車道の交差点に計画されたインターチェンジ周辺の一団の土地を、地の利を生かし、自然との共生を図りながら物流等の集積と住宅地の整備を図り、職、住の機能を持った新たな市街地を創出していくこととして進められてまいりましたが、これにつきましては平成6年度、引

佐インターチェンジ・ジャンクション周辺地区開発可能性調査基本構想を策定し、平成8年度、引佐インターチェンジ周辺地域整備計画検討委員会を静岡県、日本道路公団、引佐町で設置し、検討されてまいりました。

また、平成14年度、15年度には開発用地の一部、2・8ヘクタールを引佐町が乱開発にならないように先行取得し、また、現在まで使っております運動広場等と合わせますと約5ヘクタールが浜松市の用地となっておりますが、計画地は第二東名事業による発生土400万立方メートルの処理により創出されるおむね34ヘクタールの土地であり、現在、約200万立方メートルの残土が処分されておりますが、計画用地は中日本高速道路株式会社

の土地が主であるため、今後、中日本高速道路株式会社と浜松市から成る(仮称)引佐インターチェンジ周辺地域整備計画検討委員会等を立ち上げ、推進を図っていく必要があると思っておりますが、進め方について伺いをいたします。

■北脇保之 浜松市長

御質問の第7番目の、引佐インターチェンジ周辺開発整備計画推進についての第1点目、現在、工事が進められている第二東名高速道路並びに三遠南信自動車道の開通予定についてお答えいたします。

第二東名高速道路については、事業主体である中日本高速道路株式会社によりますと、御殿場から三ヶ日までの区間を平成20年代前半を開通目標に整備を進めており、具体的に、新会社为国や債務返済機構と来年3月までに定める業務実施計画の中で開通時期が定められると聞いております。現時点の目標と

いうのは、平成20年代前半というかなり大きな示し方になっておりますが、来年3月までということでございますので、近いうちに、この中日本道路株式会社として開通時期を示すということになるというふうに認識をしておりますところでございます。また、三遠南信自動車道につきましては、事業主体である国土交通省中部地方整備局によりますと、引佐から鳳来までの区間において平成19年度を開通目標に工事着手しております。また、鳳来から佐久間までの区間でも、平成20年代半ばを開通目標に用地買収を進めていると伺っております。

これらの道路は政令市の骨格を形成する幹線道路であり、早期に全線開通できるよう、今後も関係機関に要望してまいりたいと考えております。

次に2点目の、引佐インターチェンジ周辺開発整備計画の今後の進め方についてでございますが、引佐インターチェンジは、第二東名自動車道と三遠南信自動車道の高速交通網の結節点に位置し、周辺の開発整備につきましても、立地の優位性を生かし、広域物流拠点や住宅地としての整備をこれまでも目指してきたところでございます。

これまで、平成6年度に第二東名引佐インターチェンジ・ジャンクション周辺地区開発可能性調査基本構想を引佐町において策定するとともに、静岡県西部地方拠点都市地域整備基本計画では、拠点地区の一つとして設定されているところでございます。また、平成8年には静岡県、日本道路公団、旧引佐町の3者により引佐インターチェンジ周辺地域整備計画検討委員会を設置し、構想実現に向けた検討を重ねてまいりました。こうした中

で、この地域のほとんどは民営化された中日本高速道路株式会社の所有地でございます。また、第二東名自動車道開発に伴う発生土の理立処理により創出される土地となっております。こうしたことから、改めて本市といたしましては第二東名の事業推進を働きかけていくとともに、インターチェンジ周辺の開発についても、新たな検討委員会の設置について働きかけを行うなど、これまでの検討経緯を踏まえた上で、新しい当事者でございます中日本高速道路株式会社や新浜松市を中心とした推進体制の確立を図ってまいります。

なお、現在、策定を進めている浜松市新総合計画の区計画等の中で、社会・経済環境の変化や今後の動向を見きわめつつ、引佐インターチェンジ周辺開発整備事業を位置づけてまいりたいと考えてございます。

国道257号バイパス整備計画の推進について

30番 長山芳正

次に、質問8といたしまして、国道257号のバイパスの整備促進について市長にお伺いをいたします。

国道257号は、浜松市を起点として細江、引佐及び愛知県奥三河地域を経て岐阜県飛騨地方を結ぶ主要幹線道路であり、産業、生活、文化、観光等、地域の発展に重要な役割を担っておりますが、近年、週休2日制の定着化に伴い、四季を通じて交通量が増大し、一方、浜松市都田地区のテクノポリス等の企業立地により愛知県からの通勤者も多く、県境を超えた交流が盛んになっており、沿線における

交通渋滞が慢性化し、日常生活、経済活動に大きく支障を来しております。

また、現在、第二東名自動車道、三遠南信自動車道、そして引佐インターが早期開通に向かつて工事が進められており、今後、この道路の開通により各地域の交流が一層活発化され、市長が早くから述べられておりますように、静岡県西部政令指定構想で誕生する都市を、東三河と南信州、遠州を含めた三遠南



信地域の中核都市と位置づけし、100万人都市圏での人口80万人都市というよりも、三遠南信地域250万人都市圏の中核都市という地位を確立していきたいと述べえられておること、また、三遠南信地域35市町村と66の商工会議所、商工会が共同で、2007年度をめどに県境を越えた地域の連携計画を策定し、将来の地域像を内外に示していくことが確認されているということからも、引佐インターから浜松市街地を結ぶ国道257号の果たす役割は大きく、バイパスの整備促進が重要な課題であり、市当局も強力に県、国に要望していただいておりますが、整備計画の状況と、浜松市としての今後の進め方についてお伺いをいたします。

北脇保之 浜松市長

次に、御質問の第8番目、国道257号のバイパスの整備促進についてお答えいたします。

国道257号バイパスは、第二東名の(仮称)引佐インターチェンジと市街地を結ぶ都市間連絡道路として、また、現国道における渋滞の解消など円滑な自動車交通を確保するため、新市建設計画においても主要な事業となっております。この事業を推進するため、平成13年には県内の道路としては初めてのパブリック・インボルブメント、いわゆるP1の協議会を設立し、協議会委員、地域ワークショップの皆様の検討を経て、平成15年3月には「快適ルート257みちづくり計画」が県知事に提言されております。この提言に基づき、県と旧浜松市、旧引佐町、旧細江町によりバイパスルートの検討を行ってまいりま

した。その結果、通過交通と生活交通を分離でき、市街地へのアクセス性の高い引佐花平から金指を経由し、市道萩丘都田線、通称もくれん通りにつながるルートを最適案とする方針が、平成17年6月に県より公表されたところでございます。

こうしたことから、今後においても県と協力し、国道257号バイパス事業の早期実現に向け、自然環境調査や路線計画の決定、事業費の確保など、事業の推進を図っていきたくと考えております。

30番 長山芳正

ただいまは、市長、教育長初め関係部長さんには前向きなる御答弁をいただき、大変ありがとうございます。ありがとうございました。

私からは、二、三要望を申し上げ終わりました。1点目といたしましては、少子化対策に向かってそれぞれの事業を積極的に推進していただきたいと思っております。

また、幹線道路網の整備促進であります。道路整備は福祉につながるものであり、道路特定財源を一般財源化することなく、すべて道路整備に充当することなどの新世紀提案意見書が採択、提出されるものとして期待をしております。一般財源化して、道路整備より福祉へ等との会派もあるとのこと、今回、提出できなかったことは大変残念ですが、第二東名自動車道、三遠南信自動車道の早期開通、また国道257号バイパス整備等々、社会基盤整備促進を強く要望いたしまして、私の一般質問を終らせていただきます。

大変どうもありがとうございました。(拍手)